

令和6年度 宮崎県内部統制評価報告書

宮崎県知事 河野 俊嗣は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎県知事 河野 俊嗣は、知事部局における内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県では「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日策定）に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用している。

なお、内部統制はリスクの発生を完全にゼロにすることを可能にするものではないため、例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制が有効に機能しない可能性がある。

2 評価手続

評価項目 : 内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間 : 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

評価基準日 : 令和7年3月31日

(1) 内部統制体制の評価

6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を実施した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

以下の63項目を対象として、各所属における自己点検、各種共通業務を所管する課による検証、関連文書の閲覧等の実施により、評価部局において評価を行った。

		全庁リスク	個別リスク
財務に関する事務	47項目	40項目	7項目
文書の管理・情報の管理に関する事務	16項目	9項目	7項目
(合計)	63項目	49項目	14項目

全庁リスク…全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの

個別リスク…特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの

3 評価結果

(1) 内部統制体制について

各評価項目において不備はなく、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断した。

(2) 業務レベルの内部統制について

【整備上の不備】 なし

【運用上の不備】 189件（88所属）

業務レベルの内部統制については、特に注意すべき不備が発生した所属があったものの、おおむね有効に運用されていると判断した。

○ 特に注意すべき不備

一部の所属で発生した要配慮個人情報の紛失及び誤送付について、重大な不備には至らないものの、本人に影響が生じる可能性や組織の社会的信用・名誉の失墜につながる程度が大きく、住民サービスの提供に大きな影響を与える恐れがあり重大な不備につながりうるものとして「特に注意すべき不備」とした。

4 不備の是正に関する事項

特に注意すべき不備については、関係所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むなど、適切な対応が実施されていることを確認した。加えて、引き続き全庁的に注意喚起を促す取組を行う。

このほか、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組むこととする。

令和7年6月16日 宮崎県知事 河野 俊嗣